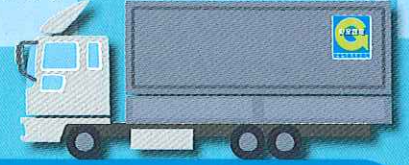


令和6年
6月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されます

(令和6年3月22日告示)



標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容が 明確化されました [関係条項: 標準運送約款(第61条)]

改正前

積み込み、取卸し等の業務は、「第2章運送業務等」で規定されていました。
待機時間、附帯業務等は、「第3章附帯業務」で規定されていました。

改正後

運送以外の業務は、「第2章運送業務等」から分離し第3章として「積み込み又は取卸し等」に規定されました。
また、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨が規定されました。



2 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面を 交付することになりました [関係条項: 標準運送約款(第6条及び第7条)]

改正前

荷送人による運送の申込み、トラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がありませんでした。

改正後

運送を申込み荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）である**運送申込書、運送引受書**を相互に交付する旨が規定されました。



3

利用運送を行う場合は実運送事業者の商号・名称等を荷送人へ通知することになりました [関係条項:標準運送約款(第17条)]

改正前

利用運送が行われた場合でも荷送人に実運送事業者を知らせる旨の規定はありませんでした。

改正後

利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について**運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨が規定されました**。また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨が規定されました。



4

中止手数料の金額等が見直されました

[関係条項:標準運送約款(第38条)]

改正前

荷送人が、貨物の積込みを行う前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しない規定でした。

当日に運送の中止

| | |
|----|------------|
| 貸切 | 普通車 3,500円 |
| | 小型車 2,500円 |

改正後

当該中止手数料の見直し

| 運送中止の申し入れ日 | 中止手数料 |
|-----------------|-----------------------------|
| 運送の前々日 (2日前) | 運賃・料金等(※1)の 20%以内 |
| 運送の前日 (1日前) | 運賃・料金等(※1)の 30%以内 |
| 運送の当日 | 運賃・料金等(※1)の 50%以内 |

※1 当該運送引受書に記載した運賃・料金等

5

運賃・料金等の店頭掲示事項がオンライン化されました [関係条項:標準運送約款(第3条、第32条及び第64条)]

改正前

「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」については、店頭に掲示する旨規定していました。

改正後

「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」について、インターネットによる閲覧を可能とする旨が規定されました。



令和6年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約書のひな形です。

※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。

「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会